

第4回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日 時：平成17年3月21日（月） 13:00～16:00

会 場：国民宿舎水郷 多目的大ホール

議 事：

- (1) 開会
- (2) 第3回協議会の結果
- (3) 自然再生目標（修正案）について
- (4) 事業内容（素案）について
- (5) 役割分担（素案）について
- (6) 今後の進め方
 - ・自然再生協議会全体スケジュール
 - ・第5回協議会の進め方（案）
- (7) 閉会

◆議事要旨：

1. 自然再生目標（修正案）について

- ①水質に関しては、霞ヶ浦全体で取り組む問題である。このことから、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会としては、直接の目標とするのではなく、常にこの問題に配慮するという気持ちで取り組む。
- ②個別目標の一つ「環境学習等の場」を、地域・人とのつながりを念頭に置いた言葉を入れ修正。

2. 事業内容（素案）について

- ①「外来種の処理」を「外来種への対応」に修正する。
- ②次回第5回協議会は、出された意見を基に「事業内容」及び「役割分担」について整理し、自然再生全体構想素案を提示、これをたたき台として意見交換を行う。

3. 今後の進め方

- ①事業内容及び役割分担に関して、意見等がある方は4月中に事務局まで提出していただく。
- ②この地域をより理解した上で協議会での議論を進めるため、事業対象地域の自然と生活の変遷等に関する勉強会を企画する。

以 上

第4回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事録

日時：平成17年3月21日

13:00～16:00

国民宿舎 水郷 多目的大ホール

1. 開会

【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第4回の霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、一言挨拶させていただきます。

本協議会、今日でもって第4回目になりますが、前々回、第2回では、自然再生の目標像ということについて、グループ会議等を交えながら議論をいただきました。また、第3回では、その結果をもとに、自然再生目標の案をテーマに、この地区での自然再生はどのようなものが望ましいか、目指すべきものは何かなどについて、話し合いをしていただきました。

さて、本日、第4回目ですが、第3回の話し合いの結果を踏まえて、自然再生目標案を修正しております。これをもとに、再度ご意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと思っております。また、今回、少し具体的な事業内容と役割分担などにつきまして、皆様方からアンケートやご意見をいただきましたので、これらをもとに、会長の指示のもとに素案をつくらせていただきました。これらはたたき台ということで、今日はいろいろな意見をいただきまして、全体構想の構築に向けて意見交換をできればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

◆資料の確認

自然再生に関わるホームページ作成を環境省の方で検討されているようでして、それに関するアンケートの依頼がございます。この中で、依頼文書に、アンケートの締め切りの期日が一枚ペーパーの方に平成17年3月22日と書いてありますが、4月14日までということで、ご協力をお願いいたします。返信用の封筒が入ってございますけれども、インターネット経由でも回答ができますので、いずれかの方法によりご協力をお願いいたします。

2. 第3回協議会の結果

○資料-2 1ページの説明

○参考資料 提出資料の説明

【浜田文男委員】

参考資料の説明についてお尋ねします。

何か大変説明が不十分というか、資料も古過ぎて、不満なんですけれども、まず申し上げます。

最初の湖岸整備計画検討委員会の資料ですが、これは私もオブザーバーで出ておりますので、わかっておりますが、私が前回申し上げたのは、この中の野外フィールドについて、どうするのだということについて尋ねたわけです。これは、昨年、暮れのころだと思いますが、県の事業の見直しにより廃止と

いう方向に進む可能性が強いわけですよ。それについて実際はどうかということを探りたいわけです。

もう一点はサイクリングロードの資料が平成11年版ですね。しかも、この当エリアについての資料は何もない。私が前回申し上げたのは、今、道路建設課がお見えですけれども、実際に担当している土浦土木事務所の道路二課の具体案を出してくれといったのです。この2点を返答してください。

【前田会長】

現実に対応はどのようにするのかということでしょうか。

【浜田文男委員】

特に野外フィールドについてです。

【霞ヶ浦対策課】

このイメージ図の、多分、色のついていないところの話なのかなと思っていますけれども、これに関しましては、あくまでも、当時、こういうような形のフィールドを考えていまして、環境センターの方と湖岸を関連づけた環境教育等、いろんな事業をやる上で、このような図をかいたということで、今現在、これは凍結されています。当然、この間のことにつきましては、環境センターのいろんな事業をやっていく上で必要なことだと思っていますけれども、今現在はそういうことで凍結されている状況でございます。

【浜田文男委員】

凍結のままというわけですね。

【霞ヶ浦対策課】

はい、そうです。

【浜田文男委員】

廃止とはまだ決まっていないわけですね。

【霞ヶ浦対策課】

はい。

【前田会長】

平成12年となっていますが、これ以降、県の大きな事業はみんな凍結していますから、したがって、それ以後、時間が経過しても、これに関する検討は正式には行われていません。

恐らく、ここに書いてあるような精神は、この自然再生法と齟齬を起こすということもないとは思われますので、センターが発足以降、この自然再生法に関わる様々な仕掛けといいますか、場所づくりというものに合わせて、センター側もそれぞれ皆さんとご相談しながら、いわゆる環境教育的な場として役立つようなものを皆さんと一緒につくっていきたいという県のお考えである、したがって、これは県の施策どおりにやれという話ではないから、今後の具体的な作り方について、あるいは利用の仕方については、この場をお借りしながら相談して実現に向けていく。そういうようなお考えと思っております。よろしいですか。

もう一つのサイクリングロードの方ですが、今、全体を説明されましたけれども、当該地区に関係する部分については、重点の部分ではないので、今後、逐次、考えていくということで、今、具体的な線までは詰めていないという理解でよろしいでしょうか。

【道路建設課】

そのとおりです。

追加説明したいと思いますけれども、この資料の平成 11 年度の件ですが、このパンフレットをつくったのが 11 年度ということで、中に書いてあります、引き出してあるものに関しては、今現在の資料になっています。

今回の協議会の仕組みに関しましては、うちの方で基本的に霞ヶ浦湖岸の堤防に予定をしているのですが、今回の協議会の結果、事業をやると思うんですけども、それと整合をとって詳細な計画を入れたいと考えております。

【浜田文男委員】

つまり、まだ決まっていないというわけですか。

【道路建設課】

そうです。

【浜田文男委員】

測量ばかりやっているの、どうなるのかなと思って申し上げました。

【前田会長】

結局、全体として整合性を持った形に持っていかなければならないので、堤防周りの土地利用全体も含めて、法面の利用の方法とかもよく決まっていなくて、自転車道をどういう形で具体的に図面に落とししていくかが決まっていなくて、今までやったところの、既にできたところの延長上から、今、北上していくんだけど、ここで問題にする地域は、それよりちょっと遠い方になるので、いってみれば、隣といいますか、志戸崎の線が伸びてくると、その延長上でこちらが考えられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【道路建設課】

そう考えてもらって結構です。

【前田会長】

逆にいいますと、自転車道はこうなっているから、これをよけて回れとか、ここは動かせないとかいう話ではないので、堤防周りにこの自然再生法事業になじむような形で自転車道を通してもらうということについて、皆さんのお智恵を出し合いながら、いい形の計画ができてくることが望ましいと考えられると思います。この件につきましては、ほかで、後に関係してくると思いますので、質問はそこまでということにさせていただきます。

3. 自然再生目標（修正案）について

○資料-2 2 ページの説明

【前田会長】

全体目標（案）という左側の四角の中に入っている文言、これは、前回、一応皆様のご賛同を得て、直すところを赤字で書いていただいたわけです。これでよろしければこれで行くことになるが、それでよろしいかということが第 1 点。

それから、右側の大きな四角。この中に、前と違って、丸をかいてもらって、その中に重なるとか、重ならないとか、なかなか苦労のしがいのある絵をつくっていただいたわけですが、この中の文言と、それから表題といいますか、それから、中に書いてある小見出しみたいなもの、こうしたものがこれで適切かどうか。さらに、抜けていて、ぜひ入れなければならないものがあるのかどうか。そうしたことについてご意見をいただき、修正の必要などころがあれば、これを修正して、本日が無理ならば、次回にはこれを固めたいと思いますので、ご意見等をいただきます。いかがでしょうか。特に右側を見てください。

【清水委員】

前回、欠席しましたので、意見が載らなかったと思いますが、第1回のときも、第2回のときも発言しています。それがどうも通っていないという気がしますので、念のために、もう一言いわせていただきます。

要点は、大きい円の左上、生物の多様性。これは大いに言葉として妥当であると思うのですが、水をきれいにして環境保全をしていこうというのには、水質汚濁が一番大きな原因で、これは流入水が汚い、流入水の源泉はどこにあるか、これは、私が多言するまでもなく、ご存じのことだと思うのですが、それはこの対象外であるという認識があるのかもしれませんが、この中にやっぱり入れておくべきである。したがって、生物だけを湖岸に繁殖させたとしても、それだけで霞ヶ浦の湖水がきれいになるとは思えない。環境基準の何倍も汚染された状態なのですから、これをきれいにするためには、発生源からきれいにしていく。そういう認識を持って対応しなければいけないと思います。以上です。

【前田会長】

ありがとうございます。

前からもそういうお話はあったわけですが、それを皆さんで検討した結果、水質保全あるいは水質改善の必要性を否定したり、排除するものではない。けれども、例えば水源地対策とか、それから、湖水の水質改善に寄与する施策とか方法とかということ、この自然再生法の対象地域で展開するということは現実的に不可能である。したがって、ここでは可能ないろいろな手を打つことにより、結果的に水がきれいになるということは期待し、少なくとも水が汚くなるような方向はやってはいけないということは、暗黙といいますか、前提として当然の了解である、ということをお考えいただきまして、今のようなものは目標ではないのだ。霞ヶ浦の目標かもしれないけれども、当該地区自然再生の目標ではないということで、配慮事項に回っているという経緯があります。ここのところをご理解いただければと思います。

【清水委員】

もう一言いわせていただきます。座長さんのいわれることは私も承知しています。ではあるけれども、いべきことは、このグループとして言わなければいけないと思います。要するに、このグループだけでやれることではない、ほかと一緒に動いていかなければいけない、ということと呼びかけていかなければいけないと思うのです。

【前田会長】

おっしゃるとおりでありまして、図面に落とせないからといって、それはないことと同じだという発想はできないわけでありまして。こういう意見があったということ、これを記録にとどめ、インターネット等でも発信するとともに、これにはご反対の方は恐らくいらっしゃらないと思いますので、そういうことに

については常に配慮していくことにしたいと思います。

違った視点から、いかがでしょうか。

【宮本委員】

左側の四角い枠の中に赤ペンで、「自然の力をかりながら」というのは、どういうふうにして自然の力をかりるのですか、それをお聞きしたいんです。

【前田会長】

私の理解でいわせていただきますと、自然の力というのは、一つは、時間の力ともいえるものがあるでしょう。建物なんかは、できた形をできるだけ保つのがいいということになっていて、あとは古くなって減価償却というような話になりますが、ここはそうじゃない。つくった形は風の力、波の力、植物の力とかいろいろなものが加わりながら形を変えていくけれども、人間が意図的にやったそのままではなくて、その変わっていくこと自体がいわゆる自然再生という作業の中に含まれているということ。

それからもう一つは、例えば岸辺というのを図面の上で真っすぐに引っ張ったから、いつも真っすぐでなければならない、あるいは半径幾らの円弧で描いたから、その形を保たなければならないという発想が、これまでのいろいろな物をつくるときの発想、工学的な発想ですけれども、そういう発想はとらない。あるところは波が削り、あるところは砂が寄せて出っ張ったりしたら、それも自然の力として我々はそれを素直に受けとめるか、あるいは利用していくことを考えていくというような、そういうニュアンスだ、気持ちだと思うのですけれども、どうでしょうか。

【宮本委員】

半分わかって、半分わかりません。というのは、霞ヶ浦というのは意図的につくったわけではなくて、自然界に人間が誕生する以前に、もう霞ヶ浦というのは誕生しているのだと思います。今までウン百年という形の自然の中で共存共栄しながら、その地域の人はその中に生活していたのだと思います。で、私にいわせると、この自然の力をかりながらというのは、いつていることはわかるのですけれども、足りないものが私にはあると思うのです。その足りないのを加えてやればいいのです。申し上げますか。

【前田会長】

足りないものは何ですか。

【宮本委員】

水には、水をサイクルするシステムが昔からあるのです。この間も、私がいったと思うのですけれども、桜川村、あの辺はなぜか砂浜があります。それは、水がきれいだからです。それが自然界のサイクルなのです。

もっと具体的に申し上げます。きょう、全部渡すことはできないと思いますけれども、一部持ってきたので回し読みしてもらいたいと思います。これは、水の中というのは、動物性プラクトン、植物性プラクトン、それから、その上へ行くと、今度は魚、魚は魚を食う、そういうサイクルがあるのです。なぜ、水が浄化されないかといったら、それは、結局、微生物が足りないからなのです。ですから、EMで水を浄化することはできないけれども、お手伝い、後押しすることはできるのです。それがサイクルです。

【前田会長】

わかりました。この自然の力の中には微生物の力を入れておまして、生物という中には動物も植物も微生物も入っておる。さらに光の働きも、という意味を入れていただければと思います。

【植田委員】

阿見から来た植田です。前回、出席していないこともあって、全体目標（案）のところ、当たり前のことですけれども、後半のところに、「里と湖の接点を形成」とありますね。恐らく、里だから、常識的にいうと湖以外の背後地のことを広くいっているのだろーと思えますけれども、それを厳密にしていくと、一般的な人間では、里といたら、そのすぐ裏の田んぼではなく、いわゆる里山のところのようなことをイメージしますね。

何でそういうことをあえてお尋ねするかというと、この問題に対して農業者とか農業団体とかというのが、それは、水田もあれば、畑もあるし、山々に行くのでしょーけれども、そういうことに必ず結びつくのですね。早くいえば、里として格好つけて、その背後地、流域とかというぐあいに入れるのいいのか、このままでいって、全般にはわかっているから、それでいいのか。その辺の里の意味が、何かわかるようでわからん。あるいは浜田さんたちからいえば、湖岸の近くだけが里なんですね。もともとという、今度には入ってないけれども、ずうっと背後地の農業用水を受け取るところとか、源流域とか、そういうところが里ですね。だから、その辺のところがちょっとあいまいで、ということをお尋ねしておったわけです。

【前田会長】

確かにあいまいですけれども、実は、ここは私の考えでは、あえて明確にしない。つまり、非常にアバウトに言えば、物理的というか、目に見えるものでいえば、里というのは集落であり、その周りの湖畔、このあたりでいえば、非常に簡単にいえば農地ですね、田や畑ですね。

それから、湖とかかわりがある、接点といたら、本当は点でしょう。そんなことはあり得ない。それで、面的に、本当は立体的に交わるのでしょーが、こういうものを図の上で大ざっぱにイメージしてもらおうということで、何を入れて、何は入れないということをいわないために、アバウトにあえてしているという感じだと思うのです。

【植田委員】

わかりました。そういう形で論議していくのが前提で、今の会長の説明のように、大体このぐらいのアバウトでいくのだよ、ということだけを確認し合って進めば、それでいいことだと僕は思うのです。

【前田会長】

いや、アバウトではいけないというご意見があってもしかるべきで、その場合にはまた考え直すということですよ。

【植田委員】

わかりました。

【浜田文男委員】

今の里のことについてですけれども、確かにアバウトでいいと思うのです。ただ、認識として申し上げたいのですけれども、要するに、今、里とは何かということで、集落、農地などについて出ていたけれども、その前面の、いわゆる湖岸帯といいますか、ヨシ原といいますか、それも里の一部だと認識はいたしております。それは、どこの湖岸の人たちも当然だと思いますけれども、里の一部である。その里の一部がなくなりつつあるものを復元していく、そういう認識でおります。あくまで認識ですけれども。以上です。

【前田会長】

ありがとうございます。

こういう認識も実は重要で、言葉にあらわすのは非常に難しいのです。このあたり、後で平井先生が説明して下さるかもしれません。

【堀越委員】

この「自然の力をかりながら」ですけれども、私はこの言葉でいいと思うのです。というのは、先ほど、宮本さんがいったように、自然というのがもともとあったのだ、人間が出る前からね。そういう中で、人間のおごり高ぶりが自分勝手にいたずらしたのですよ。ですから、自然の力をやっぱり借りなくてはいけないのだよ。その中にはバクテリアだって何だっていっぱいいるわけ。そういうのをすべて含んで、自然の力をかりながらというので、宮本さんの意見を否定はしないけれども、その中で、今も話したEMだけをここに入れるというのは、私はここではちょっと解せない。ですから、そういう意味での自然の力をかりながらというのは、非常に宮本さんの精神にぴったりだと思う。人間がばかだったのですよ、霞ヶ浦をだめにしたのは。

それと、里というのを、あいまいというのは私は大好きです。というのは、生活だと思っています。里というのは生活。我々の協会でも、里浜というのを、今、ちょっとやらせてもらっているのですけれども、里山に対しての里浜とかね。やっぱり霞ヶ浦に生活がなくなったらどうしようもないので、その湖岸と生活を密着に、密接にしようという意味での里だと思う。だから、里の定義なんかは要らない、感覚でわかってもらえば。ここで、里はどうだという定義を一個一個やっていったら、みんな違うはずですよ。

それで、私、勉強不足で、今、わからなくなったのですけれども、全体目標というのは霞ヶ浦全部の目標ですか

【前田会長】

いいえ、この事業ですよ。この仕事をやる、田村から戸崎までの、ここをやる場所の基本的な精神だということです。

【堀越委員】

そうですね。であれば、私は逆にこの全体目標（案）というのは、今まで検討してここに来た、そのいきさつからも、いいと思います。私は反対しません。

【山本委員】

今の里の問題ですけれども、霞ヶ浦を大切にすることというのは、里の人たちが汚い水を流さないようにというような努力をしていただかなきゃいけないと思います。

それから、自然の力をかりてということなのですから、自然はいい方ばかりじゃないのです。現在、非常に自然が悪い方向に向かっているということも考えなきゃいけないと思います。

それからもう一つ、琵琶湖など全国に10ある自然湖沼の水質保全を強化するための湖沼水質保全特別措置法、これが24日に改正案が明らかになりました。

ですから、配慮事項として入っていますけれども、この基本であるものが配慮ということは、ちょっと腑に落ちないのですけれども。先生にお願いできますか。

【前田会長】

実は、霞ヶ浦全体の問題、もちろん流域も含めて、確かに行政的には湖内は国交省、流域は県の管轄かもしれませんが、霞ヶ浦の水質保全の計画は、当然、両者というか、市町村も県も国も力を合わせて、

協議しながら仕事を進めていくのだと思います。そして、次の年度にまたそういうものが新しい計画ができてくる。

そういう中で、まだ正式にはないですけども、県は県として皆さんのご意見を審議会あるいは議会を通じて反映させるようなことになるでしょうし、一方、霞ヶ浦の将来あるべき姿というようなものは検討していこうというようなこと。もっとでかい意味ですね、水質ばかりではなくて。こういうものも進めていって、この会とは違う、もっとでかい別のミーティングというか、組織というか、そういうものを持ちながら、皆さんの意見をいただいて、水質保全も含め、安全も含め、霞ヶ浦をどのような姿に導くかということの意見を交換する。そういう時間というか、場所というか、こういうものを設定して、おいおいこういうことを詰めていくというお考えが国交省の方にあるような気がするんですけども、所長さん、どうでしょうか。

【唐澤所長】

今回、霞ヶ浦全体をどうするかという議論として、今の河川法が改正されて、河川整備計画をつくらなければいけないということになっております。霞ヶ浦を今後20年から30年かけてどのように整備していくかという計画をこれから立てるように、今、準備しております。その辺のことについては、今、事務所として素案づくりをしているところでございますが、例えば意見交換などいろんな場をかりながら、皆さんの意見を伺いながら計画をつくっていきたいと考えております。霞ヶ浦全体の話についてはそちらの方で動いていまして、この協議会はあくまで田村・沖宿・戸崎地区の自然再生についていろいろ議論していただければ、と事務所としては思っております。

【前田会長】

ありがとうございます。

ということですので、全体の話、水質の話は、ここでするなというわけではないんですが、これを頭に置きながら、このエリアでできることに限定するために、これは配慮に回す。それは大いに議論し提案していく場は別に設ける、というふうにご理解いただければありがたいかと思います。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

【山根委員】

今回、お示しいただいた修正案の図の配置ですね。前は個別目標というのが並んでいて、この配慮事項も含めて個別目標でした。そして、全体目標の前段にある部分が②という位置づけがあって、それをやっていくと、矢印で、多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る、というものが実現するという図があったのですが、今回示された形は、非常によくできているなというふうに思います。個別目標が3つ、それから、前には個別目標の中にありましたことが配慮事項ということで区分けされ、その2つの位置づけを考えられたのは、いい仕分けをしていただいたなと思いました。

3つの個別目標が実現すると、真ん中の重なった部分、こういう図を集合、含む、含まれるというような、前に数学でやったことを思い起こしますけれども、それが実現するという形になっているのだというふうに解釈したんですが、まず、そういう解釈でよろしいのかということが一つです。

それと、私が前回いいました「触れてみたくなる水辺の再生」というのが配慮事項になりまして、赤で、「水辺の安全・安心に配慮する」というふうにご内容を書きかえていただいたんですけども、前は「安

心して近づけ、水遊びのできる水辺を再生する」という文だったのですね。前回、安心とか安全というのは、どこまで責任を負えるのだろうかという問題提起で、配慮だろうというふうにさせていただいたのは、私は適していると思うのですが、そうすると、水遊びのできる水辺というのがこの中から消えたのですよね。

この目標は、今までグループ討議をしてきて、皆さんからいろいろ出たものを仲間分けしながらつくってきたものだと思いますので、いかがでしょうか、子供の水遊びというようなことを、自然と人の暮らしの共存という、ここらあたりにちょっと入れていただけると、今までの話の中でグループから上がってきたことが落とされなくて位置付くのではないかなと思います。

【前田会長】

まず、集合の話ですが、これは、3つを達成して、最終的にはこの重なりが達成されるという、論理というより、イメージとして、そういう形だというふうにつくられている。それから、丸に対して配慮事項という四角が小さ過ぎるかもしれない。これは配置の問題で、配慮事項はほんのおつりだから、ないよというのではなくて、もっとでかく書くことも可能なので、これはまた後の話にさせていただきます。

それで、一つ、人と湖のつながりと書いている個別目標のところ、環境学習等の場というものの活用。環境学習等の活用の中には、山根さんのおっしゃったような、この文言だと水遊びは入らない感じですよ。というようなところで、この辺はもう少し変えた方がいいのかというところがあるのですが。

【平井委員】

その辺については、私の方からお話をしたいと思います。

前回、個別目標を6つ並列していたものを少し整理して、こういう集合図のような形に、少しでもわかりやすいようにするというのでやりました。これを事務局案として出されたときに、いろいろ議論した中で、大きな丸は、左上が生物、生き物です。で、右側がその場です。で、左下が人なので。人のことは、先ほどの全体目標の里というもののかかわりもありますけれども、これは物理的な里をいったのではなくて、人が住んでいる場所だという意味で里という言葉を使おう。第2回の協議会で皆さん一致した意見で、里を採用したわけです。

そこで、人というのが左下に来るのですが、人と湖のつながりの中で、前回案では3つ、この配慮事項に行っている水辺の安全のことと、それから、暮らしの共存と環境学習というのがあったのですね。この案では、環境学習というのが個別目標の代表みたいに出ていますけれども、私の理解では、環境学習というのは人と湖のつながりの中の一つの形態であって、本来は里に住む人々の暮らしがあり、あるいは水遊びとか和みとか憩いとかいうのがあって、その中に環境学習というものも位置づけてもいいのではないかと。

ですから、皆さんからの、特にきょうは地元の方が出てきておられるので、個別目標を余り環境学習に限定しないで、このところを、左下にある、人と湖のつながりの再生というふうに、個別目標の下にゴシックで書いて、その下に今、山根さんがいわれたように、遊べる水辺の復元とか、環境学習に使おうとか、そういう配列にしたらどうかという案を考えております。その辺について、地元の方、自分たちの立場みたいなものもあるかと思うので、ぜひご発言願いたいと思います。

【浜田文男委員】

ただいまの平井先生のお話、私も申し上げたかったことなのです。この協議会におきましては、環境

センターということが大きく取り上げられ過ぎているのではないかなと思います。私どもにとりましては、確かに環境センターの地元ではありますが、環境センターのために存在しているわけではありません。それを何とかしなくちゃならないというのが私たちの立場なわけですけれども、環境センターの場というところだけを強調されるというのは、ちょっと問題です。今、平井先生がおっしゃったようなことで、私はいいと思います。

【前田会長】

ありがとうございました。

このところは、左下の四角、個別目標と書いてあるところ、この修正につきまして、ほかのところは湖岸景観の再生とか、湖岸環境の保全・再生とか書いてありますね。それに当たるところに、環境学習等の場としての活用というのがありますが、ここに人と湖とのつながりの確保というようなニュアンスの字を入れる。そして、その下に水遊び、くつろぎの場、それから環境学習の場、それで、生活の方を本当は入れたいのですが、例えば岸辺をちゃんとつくって、どこにでも船がつけるとか、そういうことは管理上、許されないことになっているので、そここのところはとりあえず書かないことにして、ここでは、例えば遊びとかくつろぎという、学習以外の、余りかたい言葉ではない言葉を入れて、この四角の中をつくり直してもらおうということを事務局の方へ検討をお願いして、この部分は修正するというにしようかというのですが、いかがでしょうか。

時間の関係もありますので、細かいことは、もし、ご異存がなければ事務局にあずけて、次回、決定するというので、次回までに練ることにしたいと思います。その際に入れておくべきということが、今のようなところで、短い文言では大体よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【植田委員】

その際、確認しておきたいのですけれども、1 ページ前のところの議事要旨の段階で、今のやることについてはあえて反対するわけではないのですけれども、我々、会を追いながら議事を進めていく中でやったことの整合性、つまり、今いうことは、⑦のことですね。これはキャンセルにして、今の形に変えていきますよ、ということなのですね。

そうすると、同じレベルで物をいってくると、例えば⑤のところのこととかのところは、後でまた、次のときに気がついたら出てくるわけですね。そういう扱いを、場も一切考えずに、今、ここで気がついたことだけやっていくという意味の発言なのですか。

僕は、今いっている一連の動きのことは、現在出されているもので、議事要旨の①から⑦の、どういう段階でどういう目標に入れて、どういう扱いをしている、ということは既に話は終わっているわけですから、レジュメのつくり方としては、原案どおりで十分なのだという理解をしているのですが、それは間違いなのですか。ちょっと確認をさせてもらいたい。

【前田会長】

間違いというわけではありませんが、前回、例えば公園をつくるとか、釣り場をつくるとか、水遊び場をつくるということを目的にすると、それは自然再生法には必ずしもなじまない。だから、それは入れないという話にはなりました。しかし、つくられたところでバシャバシャッと遊んではいけない、遊びをオフリミット、こういう話とはまた違うわけだから、そこで遊ぶということもあっていいんだと

いう、遊び場というのと勝手に来て遊ぶというのとは違うわけですから。

【堀越委員】

水遊びというのと、遊びというのは、我々は違うようにとっているのですよ。ましてや、この環境科学センターが、これで見ると、単に学習の場ですよ。今度、そこの代表をやる前田先生だけれども、あそこを楽しくしよう。いわゆる遊び、水遊びじゃないのですよね。要するに、もう少し癒しとか、遊びとか、その環境学習とか、そんなものを含めたものにといいので人との接点をつくりたい。だから、今いわれた、ここにある水遊びというのは、本当にその水遊びという、限定されちゃっているの、この場所をつくるというのはいえなくてもいい。ただ、余り学習、学習で、何かつまらないような目標だなと思うので、遊びというゆとり、そういう言葉は、私はこの個別目標の中に入れても、もう少し人間性を持たせてもらったらいいなと思うのです。

【前田会長】

そういう意味で、エンバイロメントエディケーション（環境学習）というのを広くとる人は、遊び、いろんなものを含めて環境学習とかいっていますけれども、狭くとる人は、先生の指導のもと、あれやって、これやって、というのを環境学習ととるとすれば、その先生指導のもとで何かをしたり、スケジュールどおりやる。それしかできないというのでは、余りにも寂しいじゃないか。ということで、そういう理解もされるということもあり得るので、もう少しそこは、別にゆとり教育をやらうとかそういう話ではないから、癒しとかね。その辺で、遊びとかくつろぎというようなことも入れることを考えたらどうか、というのが平井先生の提案ですね。補足はよろしいですか。

【平井委員】

はい。

【菊地委員】

湖岸景観の件ですけれども、この目標はいいのですけれども、今後、具体的な事業計画になったときに、沖出ししている堤防の景観とか、あと、粗朶沈床のものというのは、皆さん、やはりそれぞれ価値観が違うと思うのですが、癒しと見るのか、必要と見るのか、その辺、あらかじめ知っておきたいんです。癒しと見るなら、あれは撤去するような方向もあるのでしょうか。

【前田会長】

ここで、具体の話はできないのですけれども、粗朶沈床がどうかとかそういう話は、もし、それをやるという計画が出たときに、個別に代案を出す、という形で片づけていきたいと思います。

【大川委員】

景観の前に、今の環境学習、個別目標の人と湖のつながりの件をある程度承認していただいた上で景観の方に移った方が、今、結論がまだ出ていないので、それをしてから、じっくりこっちをやった方がよろしいのではないかと思うのですが。

人と湖のつながりについては、私も、この学習だけでは、人と湖のつながりということにはなっていないので、先ほど、平井先生がおっしゃったように、遊び、くつろぎ、和みというような言葉、安らげるというのにも入っていますけれども、そういった生活する人と湖のつながりという意味で、今、植田さんがおっしゃってはいるのですが、個別の水遊びですとか、湖水浴とか、釣り場とか、これは全くその意味が違って、人とのつながりという意味をもっと強調したいということで、それを、今、平井先生がおっしゃったと思うので、それを入れていただいて、結論を出していただいて、その上でまた別のと

ころに行ったらいいと思うのですが。

【前田会長】

ありがとうございました。

では、この左下の四角、橙色の下については、今、大川さんがまとめてくださったような形で修正をさせます。検討して次回に提案します。よろしいでしょうか。

【大川委員】

はい。

【前田会長】

では、ご承認いただいたということにいたします。

その次、この絵の中のもう一つの、今の景観の話ですが、景観についてどうでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、次の会にこれは確定というか、文言的に確定するという意味で、後ろ、次のをやると、また戻ってくるかもしれないので、その次の、これを具体的にいくとどういう仕事をやったらいいのかということについて、先にこれを片づけます。

3. 事業内容（素案）について

○資料-2 3ページの説明

【前田会長】

これは、ここにあるようなことをやるよという話ではなくて、例えばいろいろなやれることを整理してみる。いろんな整理の仕方があるけれども、とりあえず丸に合わせて、難しいけれども、エイヤツと四角の中にほうり込んでみた。ここに書いている、それぞれの四角は似たような性格を持つもので、その例が書いてある。これ、全部やれるかどうかはまだわからないですよ。やるべきだといわれても、やれるかどうか、物理的に可能かどうかもわからないとか、いろんなことがありますけれども、とりあえずメニューを洗いざらい出してみよう。それを整理して次回にさらに詰めていこうと考えられますので、とりあえず本日は、ここへほうり込むべきメニュー、追加すべきもの、欠けているものがあれば、ご提案願いたいのです。

それから、考え方として、多少無理があっても、とりあえず出してみようというなら、それも本日は結構かと思います。あくまでも例ですから、今度、それを詰めていったときに、それはだめだとか、だめな理由はいろいろなことがありますから。それから、直すということとか、代替を考えると、これはまたいろいろあるかと思いますので。

【平井委員】

本日の協議会のメインの場はまさにここで、皆様がいろんなご意見をお持ちのはずで、それをこの場でどんどん出していただきたいということです。

それを出していただく前に、一点だけ。湖岸景観というところに青書きで、先ほどのページと同じですが、心が癒され安らげるというふうに、人と場との関係で書いてあるのですが、丸の関係でいうと、場所と生物多様性との関係でも湖岸景観を再生しなければいけないわけで、そこにもう一つ、個別目標の下に、例えば生物多様性を保障するような多様な湖岸景観の再生みたいなものが入るべきだと思うん

ですね。

それは、事務局でぜひ修正していただきたいと思うのですが、そういう視点から、例えばどういうことが考えられるかな、というような頭の働かせ方をしていただいて、例えば先ほどから水質改善はどうかなのだというご意見がありますけれども、これはまさに生物の多様性を再生するために一つ重要なものであるし、湖岸の景観にもかかわってくるので、例えばこの橙色の枠と水色の枠が重なっている、湿地の植物の再生というところがございしますが、この中に、例えば流れのある水路の整備とありますが、ここに、流入河川の水質の浄化なんていうのは、この対象事業の範囲の中で私たちが水質改善に対してやれることの一つではないかと思うのです。具体的にそれをどうやるかは、また今後の議論ですけれども、そういうお智恵の出し方というのかな、皆さんの方からぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

【前田会長】

ここで皆さんに考えていただくために休憩を入りたいのですけれども、いいですか。その間に考えてください

(休憩)

【前田会長】

では、先ほどの話になりまして、3ページの四角いところ、全体の構成がけしからんという話があれば、それも承りますが、こういうものをつけ加えるべきだ、あるいはこういうものは要らないとかということも含めて、今回はできるだけ盛りだくさんにとりあえずしておこうか。で、後でそれを皆さんでまた整理していただく、という手順を踏みたいと思いますので、ご意見があれば、端から承ります。それについて、後ろで書いてもらいますから。

【沼澤委員】

土浦の沼澤と申します。

3ページの事業内容の図の中で、3つの円の共通の接点の位置に、先ほどから話になっておりますように、「多様な動植物が生育・生息し」という文言になっているのです。この文言自体は、これで結構だと思んですが、どのレベルまでの多様性を求めるのかということが、やっぱりそれぞれの方の認識、経験、あるいは知識量、あるいはご自分がそれぞれ基盤となさっているバックグラウンドによって違ってくるのだと思うのです。私が特にここでいいたいのは、空間的な配置だけではなくて、時間軸、時系列に沿った考え方も我々は認識しておく必要があるだろうということなのです。

それは、特に生物が大好きな方というのは大抵そうですけれども、私もそうなのですが、昔の霞ヶ浦はたくさん動植物が生息していて豊かな湖だったというふうに考えるわけですが、それは年代によって大分違うようなのです。

例えば植物に関してでしたら、基準になる研究というのは、昭和40年代の後半ごろ、今、信州大学の名誉教授をなさっている桜井善雄先生が当時の建設省と一緒にあって、協力をもらって、しっかりした定量的な研究をなさっているわけです。新しい植物の専門家の方やら、若い方やら、後から移り住んだ新住民の私みたいな者まで、それが基準になっているのですが、昭和40年代後半といいますと、ちょうど霞ヶ浦の富栄養化が著しくなって、コイが死んだり、それから遊泳場が閉鎖をされたりした年代なのです。麻生の天王崎の遊泳場の閉鎖が昭和48年、歩崎の遊泳場の閉鎖が昭和49年だそうです。土浦

の遊泳場は、それよりも数年早く起きているのです。それと、麻生町の広報を麻生町の役場の人から見せてもらいましたが、昭和47年の最後の遊泳シーズンの開幕のときには、天王崎の遊泳場を開設する浜開きのときにモクを刈ったというふうに出ています。地元のボランティアの人たちが水生植物を、つまり、浮葉植物と沈水植物を刈り取ったわけです。それで、遊泳場を確保したということがあります。それが基準になっているのですけれども、昭和30年代まで、わずか10年ほどさかのぼりますと、主だった遊泳場はきれいであつたし、砂浜があつて、いわゆる沈水植物とか浮葉植物は少なかった、あるいはほとんどなかった。どういうところにそういうものがあつたかという、今では干拓、埋め立てをされたりした入り江、内湾、あるいは内湖的な環境ですね。具体的にいえば、桜川村の甘田入だとか、野田奈川や本新干拓。それと、小野川の河口の榎浦。あと、美浦村の余郷入。こういうところにモクがたくさん生えていて、植物を刈り取って、戦前でしたら、それを肥料にしていた。モク取りの作業が行われていた。

それで、その記録がどこかにないかなと思って探していたんですが、もう10年以上前に亡くなった坂本清先生が、美浦村の大山出身の坂本清先生が「目で見るとふるさと霞ヶ浦」という写真を主体にした本を、大分前、30年か40年ぐらい前ですけれども出しておられて、それを改めて見ましたら、こう書いてあります。昭和40年代に入って、霞ヶ浦の本体では植物が急に生え出してきて、これは水が汚れた証拠だから、ちょっと文言は正確ではありませんけれども、危機的な状況になっているということをいつている。

だから、危機的な状況になってから桜井先生は調査に入り、それが我々の基準になっているということであれば、その辺をやっぱりよく認識する必要があると思うんですよ。植物が大好きで、大好きで、大切だ、と私たちはいうんですけれども、この田村・沖宿・戸崎地区の自然再生で、例えば沿岸帯の植物、特に浅瀬の植物の再生を目指すなんていうときには、どの辺を目指すのかということをはっきりと認識しなくてはいけないし、それと、その生態系につきましても、変移あるいは遷移するわけですね。移り変わるわけですから、仮に自然再生ということでは何か植生を再現したとしても、それは変化していくわけですから、変化していくことを頭の中に入れておきながらやる必要がある、というふうに私は思います。

もう一つですが、生物多様性の円のところに、「魚類の産卵場、ゆりかごの形成」という文言もあります。これも人によってはさまざまな意味にとられる言葉なんですよ。例えばワカサギ、シラウオでしたら、産卵場は砂地なわけです。きれいな砂地で、流れがあつて、そこに有機物のくずだとか泥とかが積もり始めると、途端にワカサギ、シラウオは、冬場、産卵にやっ来て来なくなるわけですよ。だから、そういう場所も本当は必要です。ですけれども、藻場とって、コイとかフナとか、あるいはナマズあたりも来る場合もあるかもしれませんが、そういうものが産卵する場所、これはむしろ奥まったワンドとか入り江の奥の方ということになるんでしょうけれども、そういうふうに相当いろんな時間軸と空間的な配置を考えながら、生物の多様性ということ、自然再生の場合、我々は考えていく必要があるだろう。

ここに挙がっていることは、そういったことをすべて包含する形で、一般的な表現として書いてあるということは、私は重々承知しながらも、一応そういうことで指摘しておきたいというふうに思います。

それで、前田先生と須田先生にお聞きしたかったのは、昭和30年代ごろの霞ヶ浦の本体ですね、入り江とかではなくて、本体の方の砂地があるようなところの波が強いところの植生というのは、ほとんど

なかったのではないかなと私は想像するんですが、いかがでしょうか。

【前田会長】

もともと、いわゆる水草というのが生えないところが砂地になっている。逆の言い方なんだけど。だから、本体とは何かといわれたら困るけど、三又沖には何も生えてないのは、昔から今まで同じですよ。それから、入り江の方は、例えば江戸崎の方とかといったら、ひどい話で、どこが底かわからないというジャングルがあるところもあるし、それから、高浜入なんていうのは、大体前面でしょう、何か藻が生えていましたよね。岸辺のこのあたりはどうですか、先生。

【須田委員】

30年代ね、あることはありましたね。

【前田会長】

全体にあるということではなくて、場所を決めてあるわけですね。で、おっしゃるように、すごくあったところ、それから、田んぼだか、ヨシ原だか、水だか、わからないところにいろいろ細かいものがいっぱいあって、私の好きなものなんか、そういうところにあったのだけど、今はほとんど……。そういう場所は、堤防もあるけれども、田んぼのこともあって、そういう浅場、非常に浅いところはほとんどなくなっている。これは霞に限らないけれども。

再生するといったって、それを全部持ってこいというのも無理だし、工法的にも可能な範囲で、可能な場所についてです。ただし、そのときに突拍子もないもの、何か私の見るところによると、どうもそこら辺に生えていない、よその国のガマじゃないか、なんていうものもこの公園の中に生えていたりしますけれども、そういうことはやらないようにしながら、できるところでできるものをつくっていく。魚についても、では、ここはワカサギの産卵場をつくろうとか、そういう発想はしないということで、どうでしょうか。ただし、そういうところができたら、それを否定するものではない。

【沼澤委員】

ありがとうございます。そのとおりでと思うのですね。特に生態学の初歩の教科書ですとか、あるいは茨城県の「清らかな水のために」のパンフレット、国土交通省の河川事務所が出しているパンフレットの図を見ますと、図というのは湖の沿岸帯の植生図、模式図ですけれども、判を押したように、陸域から水際線、それから浅場、深場に従って、空間的に水生植物がすみ分けしている。抽水植物、浮葉植物、沈水植物というふうになっていますけれども、ああいう典型的な模式図が描けるのは、霞ヶ浦本体、砂地があったところではなくて、やっぱり内湖的なところ、入り江的なところだったと思うんです。その辺、我々はよく認識しておかないと、何でもかんでも植物の種類がふえればいいというようなことに短絡的になりかねないので、その辺は、注意が必要だろうと思います。

【前田会長】

おっしゃるように、あちこちで使われている図は、桜井さんというか、林一六さんが書いたんですけども、あれは例の国交省のパンフレットのところへつくったやつで、ああいう場所は実際にはどこにもないんです。あれは頭の中でつくった絵で、現実のものではないので、ここでは現実をやるようとしていくんですから、そこをよよく我々は心してかかっていたいと思います。

【沼澤委員】

それは確かにわかります。というのは、やっぱり子供たちとか学校の先生とか、あるいはそれが専門でない方にとっては、あれが全くお手本になっちゃうんですね。だから、模式図をつくる先生は本当

にその辺を注意しておいていただかないと、逆に誤解を与えるおそれがあるということをいっておきたいと思います。

【西廣委員】

ちょっとよろしいでしょうか。非常に重要なご指摘だと思います。それで、桜井先生の調査、以前の情報について、私もぜひこの場所について詳しく知りたいと思うのですが、戦後直後でしょうか、米軍が撮った写真とかを詳しく解析して……

【前田会長】

全くありません。それから、湖沼図が昭和34年にとられています。

【西廣委員】

そうですね。湖沼図の古いがあるので、その辺を参考に、この辺がどういう変遷をたどったのか、少しお勉強するというか、改めて整理して、ここでこれからの事業を計画する、このメンバーで、ある程度、今、わかっていることを共有して、今はそれぞれ知っていることとか見ていることが違いますから、自分のごらんになっているところから、いろいろ、こういうのをやったらいいという意見が出てくると思うのですけれども、ぜひこういう委員会とかこういう場で議論をすることに参加することによって、また知識がふえて、新しい見方ができるような場に協議会はなっていくべきだと思うので、次回の委員会がいいのか、それとも、その間にどこか、オフィシャルじゃない勉強会みたいなものを開くのもいいんじゃないかと思っているのですけれども。

今、提案していただいた、昔から現在にかけて、この場所がどういう変遷をたどった場所なのか。もちろん、それは自然だけではなくて、もっと暮らしの面とかだって本当は必要なのだと思うのですが、そういう勉強をするというのを何かの形で実現できないかなと私は思っています。これは事務局との相談の宿題になるかもしれませんが、ちょっと思いましたので。

【浜田文男委員】

今、おっしゃられたことはもっともなんですけど、ただ、一言申し上げたいんですけど、この辺の湖岸堤は、霞ヶ浦開発事業のときにつくられたものではありません。それ以前からありました。それをさらに増強したのが現在の湖岸堤なわけです。昭和30年前後につくられておりますから、それは念のため、お含み置きください。

【前田会長】

ということで、ローカルにここを考えますと、今いったように植生なんか非常に浅くて豊かであったというのは、実は、この場所とか、それから、土浦でいえば、今の港から、野球場から、それから住宅地になっているあたり。線路の東側はそういう魚と水草のすみかだったところが、今はこうなっているわけで、必ずしも田村・沖宿・戸崎というところが昭和30年代から40年代に既にそうであったかといわれると、おっしゃるとおりなのですね。

にもかかわらず、そういうこともありますので、前に「地域」と「地区」ということを考えたときに、「地区」で無理なことはできないのだけれども、そこにもともとあったか、ないかということについては、地域の特性を考えてというのは、そのあるポイントに昔あったからというのではなくて、全体としてある中で可能なものを考えていくことにしようということ、前回だか前々回、お話をさせていただいたと思います。

それから、今、西廣さんがいわれた勉強会ですね。設置要綱みたいなものには勉強会というのはいない

のですけれども、分科会というのは置くことになっているわけで、分科会は専門家が集まるというのではなくて、それに興味を持たれる方、“この指とまれ”で手を挙げられた方が集まってということになっています。したがって、実は、この次あたりに大枠が決まってくると、その大枠を受けて、具体的にどうすればよいかということを考える。そのための資料として、地形とか、植生とか、それから、そういう言い方は変なのですけれども、郷土史的な部分、そういうものの変遷、要するに、地区に関係する時間軸上の変遷のようなことを踏まえたベース、基礎の、西廣さんの言葉でいう、勉強会というようなものを分科会として立ち上げていくというようなことも必要かと思われていまして、やるとすれば、来年度中には何かができるような形になりますかね、事務局。まだ早いですか、どうですか。来年度というのは、4月からが来年度なのだけど。

【事務局】

来年度の話だと思うのですが、今、会長がおっしゃったように、ある具体的な形が見えたらということだと思います。今後のスケジュールのところもあるのですが、その構想をつくっていく段階で、ある程度具体的に見えてくると思いますので、来年度中にはある程度の形にはなるんじゃないかなと思います。

【前田会長】

実は、そのときの事務上の問題があるのですが、一回、この会を開いて、そこで承認をしていただいて、その都度、それに基づいてご案内を差し上げ、招集し、いつ幾日こういうことについてやる、というふうにやるのが恐らく正しいのだと思います。で、便法として、今のような勉強会というか、ある個別の検討会を行うということに、まず、ここにお集まりの方々の中で、そういう必要はない、すべてこういう全体を集めた会議でやるべきだとお考えの方があれば、ここでちょっと挙手をお願いいたします。

（挙手なし）

よろしいでしょうか。

では、逆にいうと、必要に応じてそうした勉強会は開いてもよろしい、というご賛同をいただいたということにしたいと思います。

（「賛成」の声あり）

どうもありがとうございました。

そうすると、それを何についてやるべきかということは、個々、またご相談なんですけれども、とりあえず、今いわれた植生とか地域とかということについては、実は、中心になる資料の集め方、あるいは全体の基調講演というわけではないのだけれども、情報提供をしてくださる方の都合とかこういうこともあって、今、ここで、いついつやるということは決められませんけれども、そういうことをやるということを皆さんがご承認いただいたという前提で、これから企画して、それで、可能などころでのご案内を差し上げて、ご都合のついた方にお集まりいただく、というような形で進めていってもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、一つ一つやるのが本来ですけれども、そういう便法をとらせていただきます。で、逐次、準備ができたところから皆様方にまたご案内を差し上げますので、そこでご都合がつく限り、だれが委員だ

とか、余りかたいことはいいたくないのが、本当いうと私の腹なのですけれども、中心になって、おまえ、これは調べてこいというのは、必要に応じてどなたかにお願いすることはあり得るかと思います。そんなルーズなやり方でよろしいでしょうか。

（「いいと思います」の声あり）

では、そういうふうにさせていただきます。どうもありがとうございました。

【石川委員】

今、沼澤さんの方から魚類の産卵場、ゆりかご造成ということ、また、魚の増産ということで書いていただいて、本当にありがとうございました。ただ、ちょっと疑問に思いますのは、浅場の造成、それから砂地の湖岸の造成、この2つがどのように違うか。浅場ですから、水の中と考えますが、これが砂地なのか、あるいは人工的に固めた単純な浅場なのかということ。それから、砂地の湖岸の造成というのが、湖岸だけが砂場で、あと、水域についてはもうどうでもいいのだよということなのか、その辺の関連の問題と、それから、それぞれ造成をいたしますと、かなり霞ヶ浦そのものが狭まっておりますから、昔の広さではないので、かなりの波の抵抗を受けると思うのです。で、その次の、湿地の植物の再生のところに、現在ある植生、砂浜の保全とありますが、当然、砂等を入れますと、自然の低気圧あるいは台風等でせっかく入れた砂場がどこかに行ってしまう。常に流動すると思うのですけれども、その対策として、構築物を入れて、防波対策などをするのではないかと思うのですけれども、そういうことを含めた上での計画なのかどうか。それをお答え願います。

【前田会長】

事務局の方で答えるべきなのですが、まだ細かいことをやっていないと思いますので、私の感じでいきますと、浅場というのは、例えばの話、沈水植物も生えられるような場所というふうに一つは考えられると思います。あるいは、オタマジャクシが泳げるような場所。オタマジャクシを入れたいというわけではないですよ。そのレベルのところ。それから、砂地というのは、皆さんから、湖岸自体が砂であるところが欲しいというお話。同時にこれは同じ地点で両立はしないわけですから、当然、場所は分けなければならないと思うのです。で、全体の中のどこかでそういうことがあってもよいということだろうと思います。

砂の動きについては、当然、おっしゃるとおりで、波風の影響によって、幾らこっちがこういうものをつくりたいといっても、そこは物理的にできないよという答えが出ることもあり得るわけで、実は、そういう勉強も含めて、これからやっていく。勾配の問題、要するに、勾配を延ばしていけばいいのに、先に急に深くなっちゃうからできないとか、すごい防波堤をつくらなければやってられないという場合には、残念なから、諦めざるを得ない。

それから、消波工については、恐らくゼロというわけにはいかない部分があると思いますが、自然再生ですから、できるだけ突拍子もない人工物であるという違和感を持たせるようなものではない形。

それから、今、検討中だと思いますけれども、全部、粗朶沈床でやるのかという話もよく出ますけれども、今、粗朶沈床自体は事務所がその評価を多面的にやっているところだと思いますけれども、粗朶沈床はいいところもあるけれども、悪いところもあるし、万能でもないので、適材適所という言葉をこへ使ってやっていくということになる。

と同時に、ここに書いてあることは、見てわかるように、全部、できるかどうかわからないのです。

あればいいなというメニューを並べているよということで、ご理解いただきたいと思います。これについて、具体には、そういう検討をした上で、これならいける、こういうものならこういう形を変えたら、あるいは構造を変えたらいけるかもしれない、ということを経験者に詰めてもらって図面とか構想を出してもらって、ここで皆さんにご相談いただくということにならざるを得ないと思います。よろしいでしょうか。

【石川委員】

はい。

【植田委員】

阿見の植田でございます。話を原点に戻したいと思います。それで、この中にどんなキー項目が必要なのかという提案の段階だと、今、考えています。

結論からいうと、僕は、波による流れ、自然の回復という項目を、この魚の何とかという漁場とは別途のところの、この右上のところ、波による流れ、自然の回復という言葉を入れてもらいたい。

それは、説明するのにいっぱい要ると思います。人工化された中で、海岸汀線がいろいろ波打ったり、突堤があったり、船だまりがあったり、コーナーがあったりするところには、三角波ができたり、ビートができたり、いろいろと風向きがあったりしているんです。要するに、こここのところの全部で考えた枠の中で欠けていることは、現在の段階の発達の工程の中で、波と沿岸の流れの回復の要素が、結果として出てくるものはうたわてあるけれども、そういう基本のところは具体的なものの中でいろいろ目標がないんです。そういう意味で、今、一言でいったんです。それをもっとわかる場所の名前で、どうこの入れろといえ、後でまた入れます。そういう位置づけで今の提案はしています。ちょっと不十分な伝わり方になっているかもしれんけれども、この中に入れろというキーワードはそういう形で入れてもらいたいという意味です。

【前田会長】

一つは、まず波ですね。

【植田委員】

そうです、波です。波は、サーフビート、ブレイカー、堤防に加わっていた波にもいろいろ形態がございますので、一言で波とっておきます。

【前田会長】

実は、ここで自然の力といっているものの中には波の力も入れているわけですが、波を人工的に何とかしろということですか。

【植田委員】

違うのです。人工的にするのではなくして、現状で欠けている自然の中での施設の配置だとか、現在の前に砂浜をつくるとか、そうすると、波は屈折したり、回折したり、いろいろなところで自由に動き回るのです。見方によって、ゴミも波の一種なのです。説明が長くなるので、これ以上はいいませんが、また分科会があると何か何とか……

【前田会長】

わかりました。波を勘定に入れろということですね、非常に簡単にいえば。

【植田委員】

そういうことです。波は自然の一部なのだ、そういう意味です。

【前田会長】

それは、皆さんというか、特に何かやろうとするところでは、いつも頭から抜けないところだと思いますので、心して配慮する。それから、流れというやつは、湖流を変えるという話はないですね。

【植田委員】

厳密にいうと、波が流れる場所が違ってくると、それはサーフビートという現象なのですけれども、10cm、水位差ができれば、波が壊れることによって、右に、左に行ったりしながら、ここの沿岸帯の沖の波はできているんですね。そういう意味のことなのですけれども。

【前田会長】

それを勘定に入れろということですね。

【植田委員】

入れろということです。

【前田会長】

おっしゃるとおりで、これは、何かやるのに頭から抜くわけにはいきません。

【山根委員】

この事業内容（素案）というタイトルで、いろいろな会員のアイデアをここに何でも、実現性はさて置いて入れていくというお話ですね。そうだとすると、この事業内容というふうに書かれますと、やっていくことというふうに、まずそういう意味が伝わってくるのですよね。ですから、会員のアイデアとか、ここのタイトルは少し考えていただいた方がいいのかなと思います。

そして、みんなが持っている、さっき、沼澤さんからの発言の中に、あの図は頭の中だけの図だよ、実際にはないのだよ、間違えないように、というようなお話もありましたけれども、今はとりあえずここでは皆さんの頭にあるものを全部吐き出して、そして、勉強会なり何なり、あるいはここの生物多様性というところに、前提として「地域の特色と変遷を踏まえ」とあるから、そこの部分を十分学習して、みんなの共有の知識とした上で、実際に取りかかることは何かということを整理していく。こういう順序だというふう考えた上での話だと思うのですね。そうだとすると、やっぱりここを事業内容というふうにパンと上げてしまうことは、ちょっと変えた方がいいというふうに思います。

【前田会長】

これは、こっちが事業内容というより、法律に事業内容を定めろと書いてある言葉がこういう言葉だから、その中身を詰めなければならないので、ここに何を書こうかというだけです。

【山根委員】

そうしましたら、この段階では、括弧として、会員のアイデアとかね。

【前田会長】

そうなのです、これは、今、アイデアなんです。だから、素案と書いているけれども、素案というのを消してください。これは、たたき台より以前のアイデアなのです。アイデアを出そうということです。とりあえず、それがいいですか。

【山根委員】

はい。それから、中ほどにエコトーンの造成というのがありますね、湿地の植物の再生。そこに、「現在ある植生、砂浜を保全」とありますが、現在は消えてしまったけれども、というようなのはどこかに入らないといけないなというふうに思いますが、それはいかがかということ。

【前田会長】

そうなのです。実は、現在あるかという問題からあるんですよ。

【山根委員】

はい、それが一つ。それから、アンケートを土台につくられたということですので、自分が何を出したかを見てみたのですけれども、例えば浮島とか、今さっき、粗朶消波工をどう見るかというお話もありましたが、それから、今まで出てこなかった中に砂利取り、湖岸のちょっと先に行ったところに随分そういう場所があるわけですが、そういうものについての影響を把握して方向づけをする、というようなのをちょっとアンケートに書いたのですよね。そういうようなこと。今ある状態を評価して、プラスの評価もあるでしょうし、マイナスの評価もあるでしょう、そういうものに基づいて、どういう方向で考えるのかということを、どこか、この表の中に、入っていないようにお見受けしましたので、入れていただきたいなと思います。

【前田会長】

ちょっと待ってください。一つずつ行きましょう。

例えば砂利の穴があるとしますね。そうすると、それがあから、これはつぶそう、埋めてしまえというようなことは、ここでは提案できないわけです。そのことを頭に入れて、したがって、そこは急傾斜になると滑るといけないから、それを避けるとか滑り止めをすとかということは勘定に入れるという方法で、これは手法の問題である。したがって、そのこと自体、何をつくる、あるいは何を維持するということではないので、ここには書いてないというふうにご理解いただけませんか。

【山根委員】

そうすると、現状の評価、あるいは、皆さん、こういうのは見直しをしたらどうかというのも何点が出てきましたけれども、そういうのはこの後に入ってくるということですか。

【前田会長】

そうです。

【山根委員】

それでは、わかりました。勉強会のお話が出て、今までに何人か研究者のお名前も出ましたので、私、前々回のときに、霞ヶ浦の湖岸巡検記という冊子を事務局にお届けしてあるのですけれども、これはこの間の霞ヶ浦意見交換で講演なさった宇多高明さんの冊子で、ぜひ一回、勉強会をしてみたい。この場で勉強会をお願いしたいと思っている方ですので、ご検討の中に入れていただきたいと思います。

【前田会長】

要するに、具体的な話になったら、宇多さんの話もみんなで聞くということですね。

【山根委員】

ええ、希望を今は申し上げたいと思います。

【前田会長】

わかりました。これまた、具体的には事務局と検討したいと思います。

【菊池委員】

人と湖のつながりというところで、「対象地区への動線の確保」というのがあから、これに付随して、昔は船でよく土浦に湖岸の方が来られたということで、渡し船とか水上バスといったような交通手段をぜひ検討していただきたいなと思います。

【前田会長】

これについては、ここの範囲を超えますけれども、全体としての構想というか、気持ちとしては、市その他、正式ではないけれども、そういう話はあるんです。交通手段の一つとして船を使うということは重要な問題ですので、折にふれて、具体化するように皆さんのお力もおかりしながら進めていきたい。これはきっと15年計画だね。今、頭の中に皆さんもとめておいていただきたいと思います。

では、具体的にいろいろあると思うんですけども、時間の関係がありますので、もし、今から4月いっぱいぐらいの間で、この中に盛り込むべきものがあると気がつかれた方は、事務局、つまり、ネットまたは郵便で調査課あてですか。

【事務局】

事務局の連絡先があると思いますのでそちらまでお願いします。

【前田会長】

それにあてて送っていただくということで、事務局、とりあえずどうですか。

【事務局】

それで結構でございます。

【前田会長】

それを一まとめにして、次回に洗いざらい皆さんにお出しするという手順で行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今、急にいわれたって気がつかないよ、ということもありますので、こういうのは折にふれて、遊んでいたり、風呂に入りながら急に思いついたりしますから、そういうものをメモしていただいて、事務局あてに届けてください。

ということで、次回、もう少し具体的に検討することにしたいと思います。

【浜田文男委員】

ただいまの件、アイデアを今から出す関係上、行政の方に事前に確認をしておきたいのです。いろいろ、これをやりたい、あれをやりたいという意見が出てきますけれども、私、地元ということで、現実的なことでないことには考えが及ばないのですが、そういう意味から、2つ確認をします。

まず、水産の方が県の方でいらっしゃっていますけれども、水の方をいじる場合は、いわゆる漁業者との調整、漁業権ということが絡んでまいります。第2種共同漁業権、張り網のですね、これはどういうふうに考えていったらいいのか。きょう、漁業者もいるか、いないかわかりませんが、漁業者に対しては、大変いろんな意味で金が出されております、現実問題としてね。今度のことについても、また金よこせということになるかもしれない。あるいは反対されて進められなくなるかもしれない。今までみたいに行政がそれを抑えることができなければね。その辺のことを、漁業権との関連のことを一つは伺いたい。

もう一つ、これは河川事務所の方ですけれども、この事業のエリアは、湖岸堤から水の方へ向かってということですが、湖岸堤の中に堤脚水路を含むのか。堤脚水路も、広い意味でいえば湖岸堤の一部です。堤脚水路があり、犬走りがあり、高いところがあるというのが湖岸堤ですけれども、この堤脚水路も含めるのかどうかということです。

といいますのは、堤脚水路、特にこの辺は大変水質が悪い。幾ら表側をきれいにしようといっても、

農地あるいは生活排水まで流れてきますから、大変水質が悪い、水の動きが悪いということなんですけれども、ただし、生き物、特に小魚とかそういうものは大変多い。そういう意味で、堤脚水路にまで目を向けるべきではないかなと思うんですけれども、この事業の中にこの堤脚水路も含まれるのかどうか。この2点を確認したいんですが。

【事務局】

では、事務局から、堤脚水路の方からまずお答えいたします。

霞ヶ浦の場合、堤脚水路、全川にわたってあるわけですが、河川区域内にあるものと、そうでないものと、幾つか分かれております。この地域がどうかということは、今ここでは把握していないわけですが、河川区域内、管理している区域内に入っているものについては対象として考えていきたいというふうに思っております。

漁業の話については、既に活動されている方と十分に配慮した形で進めるということだと思っております。

【前田会長】

事業については、つまり、漁業者が全く反対されることはできない、ということは現実としてあり得るので、逆にいうと、そういうようなことはやらない。もっというと、しかし、魚が少なくなるようにというようなことは、大体ここでは考えてないんだから、ある部分についてはご理解もいただけ、例えば土盛りをすると、中にはワカサギの卵の3個や5個はつぶれるという可能性はあるかもしれないのですよね。しかし、そこのところは話し合いによってご理解いただけるところではご理解いただいて進めていく。具体的にならないと、個別の問題にならないと、よくわからないけれども、基本的精神はそういうことだろうということで、とりあえずいいですか。事務局はそんな気持ちですね。

【事務局】

はい、それで結構です。

【前田会長】

堤脚水路は、本来なら、全部取り込んで考えたいのがやまやまなんですけど、要するに、事務所の管理になっているところと、そうではないところと、半分ずつぐらいのところもあるわけですか。どうもつかないから、真ん中でとりあえず図面上は分けているとかいうところが、いろいろ複雑に霞ヶ浦の周りにはなっていて、これが全部、整理し切れていない。したがって、少なくとも農業者側に管理があるのじゃなくて、事務所というか、国側に管理がある部分については、中に取り込んで考えていってよろしいし、考えていくべきだといわれたら、そうですとも答える、こういう考え方でいいですね。ということです。

【大川委員】

この後出てくるのかもしれないですが、管理の問題について、人の問題とかはここには入れないのでしょうか。というのは、例えば生物と人の、湖沼のつながりのあたりに、例えば従来、私どもが入っています協会と国交省でやっていた霞ヶ浦ジュニアレンジャーという事業がありまして、そういった子供たちを育てようということで、レンジャー的な役割をする人だとか、例えばゴミの問題ですとか、維持管理をしていく上での地元の人を中心にした組織だとかというのは、ここには入ってこないのですか。

【前田会長】

できれば、今からその話をやらせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

4. 役割分担（素案）について

○資料-2 4 ページの説明

【前田会長】

行政的なやり方で書かれています計画立案というのは、今やっていることと違いますか、これは三者で行うことと決められているから、公募委員、専門家と行政の三者で合議のもとに進めていく。

その次に②施工ですが、これはビルを建てるみたいな話なのですが、いわゆる基盤整備、土盛等ですが、この手は恐らく行政にお願いするしかない。ですが、私の考え方ですと、例えば事務所が工事屋さんに発注し工事をする。すると、あくまでも真っすぐなものは真っすぐ、丸いものは丸く作ります。斜面は、あくまでも角度が狂わないように、きれいな斜面をつくります。しかし、そうしたものをつくったのでは、建築物としては合格かもしれませんが、ここでは自然再生という目的になじまないの、そこから先は、我々の勤労奉仕ということも含めて、モッコと耕運機といったレベルで、せっかくきれいに作ったものをわざわざでこぼこにしてやる等の作業が、一つ施工の中にも入ると思われます。ちょっと石ころを置いてやって風を止めようとか、そういうことも含めてです。

それからもう一つ、施工の中には、大きな問題として組織づくりというのがあるかと思えます。つまり、図の下の方に示したA B C Dという維持管理等をやっていくために、どういうシステムでどうやっていくかということを決めていく。それを、具体的に組織づくりをして、後は工事が終わった後、順番にこれをスムーズに動かしていくということも施工の中に含まれるかと思えます。

それから、維持管理の中で、施設等の状況調査等、行政が当然やらなければならないことは行政がやってくれ、いわば、勝手にやってくれということもあるのですが、維持管理の中で、例えばゴミ拾いや種まき、草刈り、ちょっとしたものを植える、杭が抜けそうだから戻してやる、安全上のものを含めたパトロールというようなこと。それから、魚が多い少ないや、草が生える生えないというレベルの調査、生育状況の調査のようなことは、専門委員及び公募委員で分担できるところは分担していかなければならないと考えられるわけです。

逆にいうと、要するに全部役所任せというわけにはいかない、できるところはできるだけ民間レベル、非役所レベルで動かして、そこでできたものを、あれが足りないから、役所、ちょっと面倒見ろ、というぐらいの形になっていくのが望ましいと考えられるわけです。こういう分担についてのご意見、先ほど大川さんから出ましたが、それから、もちろん環境学習そのものについて、恐らくセンターはセンターで何かつくるのだと思いますが、それに全部任せて、これはセンターのものだよというつもりはないですよね。

【霞ヶ浦対策課】

はい。

【前田会長】

ですから、広く利用できるように考えていく必要があるので、多面的にこれは考えていかなきゃならないと思います。

というようなことについて、お考え、ご意見、あるいは感想があればお願いします。あるいは、最終的には、自分からやるという話にならなきゃならないのですよね。で、それに持っていくには、私はこれを分担します、という話にしなければなりません。つまり、参加する者、団体なら団体、個人なら個人のその名称と氏名、で、その人が何をやるかということを決めなければなりませんので、それを決めるときに、私はゴミ拾いをやりますということだけやってもだめ——だめというか、おもしろくないので、もう少し有機的に全体がつながるように。ゴミを拾ったら、何かいいことがあるのか、悪いことがあるか。あるいはゴミを拾うためにはどういうシステムがなければならぬか。拾ったゴミを受け取ってくれるところがなければ話にならない。そういうようなことも含めて検討していかなければならないので、そういうことについてのご意見をいただきたい。

【宮本委員】

環境モニタリングの動植物の生息及び生育状況観察記録とございますけれども、動植物は人間の肉眼で見えるものと見えにくいものがあるのです。それがポイントです。例えば植物プランクトン、動物プランクトン、これは非常に見えにくいと思います。あるいは微生物群の酵母菌と乳酸菌というのはわかると思いますけれども、肉眼で見るのは非常に難しいと思います。結局、環境を浄化するのはそのサイクルなのです。

【前田会長】

おっしゃることはわかりました。實際上、無理ですよ。いわゆる一般の人たちが一般にそれをやろうと云って、無理ですよ。

【宮本委員】

無理じゃありません。

【前田会長】

ある部分については、こうしたプランクトンとか微生物、ですから、浜での浄化とかそういうものは、必要に応じて、各機関あるいはプロジェクトをつくって対応したいと思いますので、そういう細かいところまで今はお考えいただかなくてもよろしいので、もっと具体的に言えば、例えば沼澤さん、動物も植物も見てくれといったときに、私は動物だけですといわれて、動物と云って広いので、私はミミズまでわかりません、とかという話になってくるわけで、それは必ずしも全体という意味ではなくて、部分的に参加できるところは参加する、という形で最終的には名簿をつくっていくということになるかと思えます。

【大川委員】

先ほどもお話し申し上げたのですが、例えばAの環境管理などの植栽ですとか、可能かどうかわかりませんが、できれば、子供たちを巻き込んだような、場所によっては、今の県の方の事業の水辺ふれあい事業ですとか、ジュニアレンジャーですとか、そういったものでアシ植えなどをやった経緯もありますので、環境学習とあわせて、子供たちを巻き込んだ、整備をするときに、危険でなければ、そういうようなものを入れていくのはいかがかなというのが一つ。

それから、こういった管理をしていく上では、モニタリングとか専門的なことも含めて、できればレンジャー的な役割ができる、または見学者に説明できるというような人たちをもっと育てる、組織するというのも一つあるのではないかな。そこで、環境科学センターにもそういった機能も多分備えられるのではないかなということで、そちらとの協力も含めて、そういった組織をつくったらいかがかなと

思います。

【前田会長】

ありがとうございます。

これもまだ詰まってないんですけれども、具体化してはこないんですが、できれば、地元主体でそうしたグループ、いってみれば、いろいろやるのには団体になっていた方が便利なので、団体ができれば、それにこしたことはないと思っているんですが、当面、そういうことになる前に具体的に何かしなければならぬという場合には、直接、国交省がやるというわけにもいかないところがありますので、今いった細かい話については、恐らく県。ということになると、すぐそばでもありますし、センターの事業の部分として可能な限り、ただ教えるとかなんとかという話ではなくて、今、つくるところから、ふれあいばかりではなくて、レンジャーとか、ほかの協会さんや何かとの共催とかいろいろなことを考えながら多面的に広げていくということが、また自然再生法の趣旨にも沿うのだらうと思われま

す。具体的には、ここではそういうものを入れないということではなくて、このメンバーになっている人たちは、何らかの形で直接的に寄与する。その役割で、広報とか調整とかというもの、ここにいらっしゃらない方々も含めてまとめて組織して動かすよ、というようなことも含めた役割というのがこの中に含まれるのだらうと考えられますが、そのぐらい広げて考えていいのですよね。

【事務局】

結構だと思います。

【前田会長】

これ、なかなか難しく、実は、こうやってパワーッと書いてありますけれども、実際、図面とか、目の前に見えて物があれば、そこで、おれは何をやるかとなるんだけど、抽象論でいわれてもなかなか難しいのですよ。それで、ここに丸でかいてあるようなもので、こういうものが必要だ。今、大川さんのいわれたようなことも含めて、もうちょっと書き直すというところ、環境学習という中をもうちょっと膨らませてくださいというようなことも含めて、何かご提案があれば、またご連絡いただくと同時に、事務局、どの辺までで確定すればいいのですか。スケジュールも含めて、ちょっと教えてください。

6. 今後の進め方

- ・ 自然再生協議会全体スケジュール
- ・ 第5回協議会の進め方（案）

○資料-2 5ページの説明

【前田会長】

要するに、全体構想というのは、ここに書いてあるような、2ページ、3ページ、4ページのようなものを全部盛り込んだものですね。

【事務局】

全体構想、4ページ目の右上に、先ほど、ちょっとだけ紹介いたしましたけれども、第八条3項と書いているところですね。全体構想は、自然再生の対象となる区域、再生の目標、役割分担、その他に必要な事項ということですね。ここら、今、先生がおっしゃったように、2ページから4ページ目のよう

な内容をまとめるということでございます。

【前田会長】

対象、一と書いてあるものは、もう決まっている。二は、きょうもお話しいただきましたけれども、全体目標というものです。それから、今のものは三なんですけれども、具体的に何をやるか、それにだれがどうやるかという話を粗筋でも決めておかないと仕事が発しない、というふうに法律がなっているということですね。

【平井委員】

一つ提案ですけれども、役割分担、何かやらなきゃいけないといわれると、個人で参加される方は、どうしようと思われる方もおられるかもしれませんが、この協議会には、多くの団体、NGO、その他いろんな住民の団体の方々が参加しておられるんですね。で、このような方々は、ある特定の目的で、既実績をたくさん積んでおられるわけで、事業の施工と書いてあるので何かかたいイメージですけれども、具体的なさまざまな取り組みというふうにここは考えてもらっていいのだろうと思うんです。それですから、先ほどの宿題である事業内容の素案のところとあわせて、自分たちの団体、NGO等々の方々は、今までの経験をこういうことに使えるよ、こういうことで助けられるよとか、ぜひ積極的に団体の方からまず提案をしていただきたいと思うんです。

そうすると、個人で参加される方も、あ、私もそういうのだったらできそうとか、そこに加わりたい、とかいうような形が広がっていくのではないかなと思うので、一律に、それぞれ皆さん、自分は何をやるか考えましょうというのは、ちょっとしんどいと思うので、きょう、アサザ基金の方はいらしているんですか。アサザ基金の方でもいろいろ実績を積みまれているし、市民協会でも水質調査なんかは毎月やられているようですから、この事業地域に調査地点をもう少しふやしてみるとか、いろんなことは各団体でノウハウをお持ちですから、積極的にその辺、ぜひ手を挙げて意見を述べていただきたいなと思います。

【前田会長】

そういうことで、どうもここでずうっと抽象的な話ばかりして退屈してくるんですけれども、事務局にお願いというか、可能かどうか伺うんですけれども、次回あたりには、今の、前に既に出しているといえばそれきりなんですけど、先ほど、植田さんがいわれた、流れとか、要するに、波ですか、そういうことも含めて、それから過去の植生というようなものも既に出しているといえば出しているんですけれども、このまとめた説明というか、こんなふうですというような勉強のもとになるような資料提供を、もう一遍やるとかということは可能でしょうか。

【事務局】

それは可能ですので、いろんな資料を取りまとめたいと思います。

【前田会長】

そうすると、そういうことをもう少し見えるやつね。それから、たしかこの辺の写真なんかも集められているようなことも伺ったんですけれども、対象区域の近くもありますか。

【事務局】

対象区域の近くの写真が余りないのが現状ですので、ぜひ参加されている委員の方が、周辺の写真があれば、お貸しいただきたくお願いします。

【前田会長】

湖岸というか、湖岸から離れて、集落の生活、地形、あるいは民族的なもの、お祭りでもいいんですが、こういうものを含めた、この場所を説明できるようなもので、江戸時代である必要はありませんけれども、戦後あたりから写真があれば、お返ししますので、ぜひ貸していただきたいということをこの場をお願いしておきます。

そのほか、次回に宿題として残りましたが、本日、これだけは述べておきたいということがございましたらお願いします。

【堀越委員】

戻っちゃって申しわけないんですけども、3ページ。今、4ページを見ながら考えたんですけども、この多様性とながりの中のちょうどダブルになったところに、植栽とか外来種の処理とかゴミ対策とありますけれども、事務局では外来種の処理というのはどういう気持ちで書いていますか。ゴミ処理と同じ処理ですか、これは。

【前田会長】

これは、そういうことを書いた人がいるというだけで、事務局がやりたいという意味ではないのです。

【堀越委員】

撲滅せよということ。ゴミ処理ならわかるけれども、これは問題があります。

【平井委員】

いいですか、きょうの議論の中でも、植生を復元するときに外来種は入れないというのは、皆さんの了解事項なんですね。ここ、外来種の処理と書いてあるのはまずいので、外来種への対応ということで、ここでは少し言葉はぼかして、少なくとも私たちの合意事項は、外来種を積極的に入れることはしないのだ。既にある外来種をどうするかは、個々の個別問題ということで、処理というのは確かに過激な言葉ですので、「への対応」というぐらいの言葉で、事務局、どうでしょうか。

【事務局】

そうですね。基本的にこれは、前田会長におっしゃっていただいたように、アンケートの中とか出していただいた意見から抽出してあるものです。その外来種の処理のところですが、確かに処理というと、かなり行き過ぎているというふうにもとられますので、その対応という方がいいのかなと思います。

この中身については、行政がこうしたいというものをまだ入れているわけではありません。今まで出していたいただいたものから例示しているというふうにご理解いただければと思います。

【前田会長】

行政はある意味でずるいというか、私たちはこうしたいというのを今まで何もいってないよね。こういう話し合いで。最後に、こういう言葉をもとにしてまとめてくれるのが行政だから、逆にそれは当たり前で、所長がこれをやりたいとか、課長がこれをやりたいという、そういう立場じゃない。行政というのはそういう性質のものなので、ぜひそのところは、こちらで出されるいろいろな考え方とか、それから手法とかということ、法律と金と、それから現実的な条件との、それが許す範囲内においてという意味で、可能な限り取り入れていただくということにしていきたいと思いますので、その辺はご承知置きいただきたいと思います。

では、これの修正ということで、ほかにいかがですか。

どうぞ。

【吉田委員】

ゴミ拾いの件なのですけれども、具体的な話になってしまうのですけれども、処分のところで、場所が土浦市と、今度はかすみがうら市になるんですか、それにかかると思うのですけれども、そちらの環境衛生課というんですか、ゴミ処理をしてくださるところに来ていただかないと、なかなかうまく処理ができないのではないかなと思いますので、ぜひ、次回はそちらにも呼びかけていただければ話が早いのではないかなと思いました。

【前田会長】

実は、これ、よくわからない。どこのゴミかによって、もしかすると、例えばセンターならセンターがやるとすると、センターの廃棄物は恐らく産業廃棄物だから、一般ゴミとはならないので、市は知らないよ、県だよ、なんていう話になる。具体的にはそういうことになりかねないところがありまして、管理の手法が全体として行政の間でうまく話がついたところで、こういうことをやりたいと決める。しかし、一般的には、霞ヶ浦のゴミというのはいろいろ問題があるのですが、ここに限らないわけです。

【沼澤委員】

ゴミの話になりましたけれども、何をゴミとするのかということも非常に難しい問題だと思うんですね。普通、清掃大作戦等では、人間がつくり出した分解しにくいもの、プラスチック類、ビニール類とか、瓶とか、缶とか、拾っちゃいますけれども、実際に霞ヶ浦を汚しているのは、それよりも有機物、アシの断片ですとか、死んだ魚だとか、プランクトンだとかそういったもの。そういったものが、特に台風のと きなんかは大量のゴミがあちこちに、特に風下になった地区には打ち寄せられているわけです。その有機物のゴミをどうするかということで、霞ヶ浦の水質浄化が大分変わってくるんじゃないか、効果があるんじゃないかなというふうに思ったりしていますので、ゴミのことを考える場合は、今まで放置しておいた有機物のゴミも私たちは視野に入れる必要があるかなというふうに思っております。以上です。

【前田会長】

実は、おっしゃるようなことでいくと、ヨシをふやすということは一体いいのか悪いのか、というような問題を含んでいるわけですね。その辺を今まで黙ってきましたけれども、非常にややこしい複雑な問題を含んでいるということ踏まえて、これからの仕事をしていきたいと思います。

取り立ててなければ、時間が少し早いかもしれませんが、本日のお話は事務局でまとめていただいて、次回、また事前に資料はまいてくださるわけですか。間に合いますか。前の議事録みたいに。

【事務局】

4月中に意見をいただいて、5月21日ですので、当日、ご説明することになると思いますけれども。

【前田会長】

そうですね。4月中という話になっちゃったから、5月には間に合わないということですので、当日、それをまとめた資料をお出しする。では、それまでに、今の3ページ、4ページ、5ページ関連のお考えをメモにして出していただくということで、本日の話し合いは閉じたいと思います。

7. 閉会